

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	キャンターフィッツジェラルド証券株式会社 代表取締役社長 村田 光央
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー38階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和3年8月19日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	カルナバイオサイエンス株式会社
証券コード	4572
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所JASDAQ(グロース)

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	キャンター フィッツジェラルド アンド コー (Cantor Fitzgerald & Co.)
住所又は本店所在地	米国 10022 ニューヨーク州、ニューヨーク、イースト59番ストリート 110(110 East 59th Street, New York, NY USA 10022)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー38階 キャンターフィッツジェラルド証券株式会社 証券業務部 証券業務部長 中島 有子
電話番号	03-4589-9221

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	令和3年8月11日
訂正箇所	令和3年8月18日に提出いたしました変更報告書の記載事項の一部に不備がありましたのでこれを訂正いたします。また、添付書類に委任状添付漏れがありましたので添付いたします。

(訂正前)

【表紙】

【提出書類】

大量保有報告書

(訂正後)

【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No.1

(訂正前)

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の23第1項

(訂正後)

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の25第1項

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	キャンター フィッツジェラルド アンド コー (Cantor Fitzgerald & Co.)
住所又は本店所在地	米国 10022 ニューヨーク州、ニューヨーク、イースト59番ストリート 110(110 East 59th Street, New York, NY USA 10022)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	キャンター フィッツジェラルド アンド コー (Cantor Fitzgerald & Co.)
住所又は本店所在地	米国 10022 ニューヨーク州、ニューヨーク、イースト59番ストリート 110(110 East 59th Street, New York, NY USA 10022)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年8月11日現在)	V	12,586,900
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		15.66
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		16.67

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年8月11日現在)	V	12,643,900
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		15.60
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		16.67

(注)発行済株式等総数は、発行者が令和3年8月10日に提出した第19期第2四半期報告書に記載された令和3年8月10日現在の発行数(12,493,900株)から、提出者の令和3年8月11日の新株予約権の行使により150,000株増加して、上記のとおり12,643,900株となっております。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

発行者と提出者は令和3年7月30日付の第19回新株予約権の第三者割当に関して、割当契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、第19回新株予約権の行使により交付される発行者の普通株式を一定期間保有する意向を有する、提出者又はその関係会社が海外機関投資家(その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家をいう。)であると合理的に認識している者に対して市場外で売却していく意向である。

第19回新株予約権の譲渡(但し、Cantor Fitzgerald Europeを除く。)の際に発行者の事前の書面による承諾が必要である。発行者は、第19回新株予約権の払込期日から3か月を経過した日以降、いつでも、提出者による第19回新株予約権の全部又は一部の行使を停止することができる。